

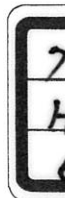
広島県立美術館

研究紀要

第6号

個人蔵「巖島・和歌浦図」—超時空のトリッカー	知念 理 1
「後法興院記」にみる香	石橋健太郎 15
児玉希望と油絵	永井 明生 27

2002



BULLETIN
OF
HIROSHIMA PREFECTURAL
ART MUSEUM

No.6

2002

HIROSHIMA PREFECTURAL ART MUSEUM
HIROSHIMA JAPAN



「後法興院記」にみる香

石橋 健太郎

はじめに

従来の香道史研究は、茶道・花道の研究に比較して、歴史学的な考証の分野においては、必ずしも活発といえない。また、一般的に江戸期以降の香関係史料は比較的豊富だが、組香が発生したと考えられる中世の香関係史料はあまり多くなく、この史料的制約も影響して、中世香道の実態は混沌としている。

先行研究では、管見であるが西堀一三^①、桜井秀^②、永島福太郎^③、秋元信英^④、矢野環^⑤、本間洋子^⑥、翠川文子^⑦各氏の研究を見ることができた。

秋元氏はその研究において基礎的な史料・史実の確認に努力された。拙稿では、特に秋元氏の研究のなかの近衛政家の日記「後法興院記」^⑧の香に関する記事に依拠し、私見を加えることを試みるが、その前に、秋元氏の論考の概略を紹介したい。

秋元氏は「中世末期公家香会覚え書」(一)(二)で、中世における香の状況について、西堀一三、桜井秀、永島福太郎各氏等の論考を参

考にしつつ、総論として、まず次のようなことを指摘している。

香会を論述する眼目として、①組香の種類、②香会のファクター、③作法の特色、の三点を挙げ、

①組香の種類については、十種香、源氏香、六查香、七炷香、宇治香、名香合が史料に見える。

②香会のファクターとしては、一種の宴会であったこと、勝負がともなったこと、男女同席であったこと、夜間に催された例が多いことを指摘している。

③作法の特色については、史料からはまったくうかがえないとしている。

総論に続いて、近衛政家、甘露寺親長、甘露寺元長、伏見宮貞敦親王、三条西実隆の日記から、それぞれ近衛政家―五〇件、甘露寺親長―一八件、甘露寺元長―六件、伏見宮貞敦親王―一件、三条西実隆―三六件の、香に関する記事を抽出している。

「後法興院記」の五〇件の記事から、①香会の季節、②香会と天候、③香会と干支、の三点について指摘している。

① 香会の催される季節については、十種香や源氏香は、春季に催される例が多いこと、「聞香」・「香合」は夏季に行なわれていることを指摘した。

② どのような天候の日に香会が催されたかについては、明白な解答は得られない、と述べている。

③ どのような干支の日に香会が催されたかについては、香会が特定の干支の日に催される傾向は知りえないが、庚申の夜を過ごす一興として催された例はしばしば見える、と指摘している。

秋元氏が「後法興院記」から抽出した香関係記事は次の五十件である。

- 1 寛正七年正月十七日条、自未明降雨、入夜止、是日、可令張行鞠始之由相存之处、依降雨延引次申、無念々々、今夜守庚申、終夜、聞十種香、
- 2 寛正七年二月九日条、晴陰、入夜雨下、参御経蔵、聖廟等、天神経巻書、帰路参奥御所、則帰宅、申刻許、聖門令来給、聽被帰、終夜行十種香、
- 3 寛正七年閏二月二日条、晴、前庭桜花盛開、寛相院令来給、有楊弓、蹴鞠等興、終夜、聞十種香、子刻許南方有火事、
- 4 文正二年二月二日条、時去暁終日降雨、入夜止、聞十種香、入夜向行治宿所、令張行大飲、丑刻帰宅、
- 5 文正二年二月二十五日条、晴陰、令張行和漢一折、次有蹴鞠興、季経朝臣来、入夜聞十種香、次有絃管興、
- 6 応仁元年十二月五日条、陰、向山方令遊覧、参観音、如例、入夜藤壽、龜壽、聖玄僧都、隆玄僧都等来、聞十種香、次有連歌一折、及深更各歸、

7 文明十四年三月五日条、晴陰、微雨灑、兵部卿来、今日雖余衰日節会明日也。今日可例習礼間、可授説由頼懇望間、授之、(中略)、入夜聞十種香、

8 文明十四年三月六日条、(上略)舞姫練帰後、余退出、干時亥刻也、帰宅後聞十種香、

9 文明十六年正月二十三日条、晴陰、時々小雪散、風吹、(中略)次参石蔵殿、令申沙汰嘉例一献、聖門、実門、被参、大祥院殿猶逗留也、入夜聞十種香、

10 文明十六年二月十日条、自未刻雨下、聞十種香、

11 文明十六年五月廿三日条、夜来降雨、入夜聞十種香

12 文明十八年九月十七日条、晴、向本堂方、令遊覧、女中衆令同道、入夜聞十種香、

13 長享三年正月十日条、晴陰、終日、雪飛散、早旦、余並左大将、参処々如例、先参東山殿、有対面、次改装束参内、有御対面、其外如例年、行向処々、庭田源大納言、勧修寺大納言、冷泉中納言、姉小路宰相、中院中将、清三品入道父子、藏人資直、久任、夏弘等来、入夜冷泉新黄門来、聞十種香、

14 長享三年正月十二日条、日次和漢会始也、関白被来、其外人数如例、余発句、さくやこの花のかしるき雪ま哉、関白今夜抑留、聞十種香、

15 明應二年正月十二日条、夜来雪降、終日猶飛散、積地二・三寸、一乘院僧正被来、有盃酌事、明日可下向云々、聞十種香、

16 明應二年正月十三日条、晴、心中念仏誦如例、法成院、湜西堂、木幡執行等来、各令対面給盃、賀茂宗久卿、同諸平懸主、同友年、

日吉御師等來、連輝軒、萬松軒被來、自竹園以源宰相被謝參賀之札、聞十種香、

遊事、入夜各分散、

17 明應二年正月十四日條、庚申、陰晴、不定、時々少雨灑、自三宝

29 明應十年二月廿六日條、先日酒迎反礼有朝飯・汁事、次聞源氏香、次有盃酌事、頗及大飲、亥刻各分散、

院以理性院、先日參賀之儀被謝本意之由、令對面給盃、玉村近江宅

30 明應十年二月二日條、晴陰、小雪散、聞六種香、

任長、余并右府二進太刀、金、鷹一持來之、召前給盃、長塩又四郎來、令對面、仁木左京大夫進一荷兩種、如恒年、有十種香、武家有

31 明應十年三月九日條、有梅見事、飛鳥井宰相來、大祥院被來、入夜聞源氏香、

猿桑云々、

18 明應二年二月九日條、夜來積雪三寸許、終日猶降、有十種香、

32 明應十年三月十二日條、晴陰、風吹、小雨洒、今夜守庚申、大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等來、先聞十種香、次双六、

19 明應二年二月二十九日條、晴、有風呂、時正也、石藏姫君達被來、又大祥院被來、入夜有十種香、此間連夜有此事、勝負也、

33 文龜元年八月二日條、時々小雨洒、飛鳥井宰相持來一樽、一盞後聞香、勝負余勝也、

20 明應二年三月一日條、時々小雨下、理覺僧正為加持來、如例、大藏卿、竹田周防、壽官等來、入夜有十種香事、

34 文龜元年八月十四日條、夜來雨、申刻止、風吹、今夜守庚申、前藤中納言、飛鳥井宰相等來、十種香・源氏香等聞之、次有栗打、今夜

21 明應四年二月廿四日條、入夜聞十種香、

先度之勝負、有一種一瓶事、

22 明應五年二月十六日條、晴、風吹於関白方、聞十種香、

35 文龜二年二月廿六日條、降雨入夜止、梅見事余頭役也、人数如例、

23 明應七年正月廿三日條、晴陰、守庚申、有十種香、

先貝、後、聞源氏香、入夜及大飲、

24 明應十年正月十一日條、晴陰、小雪散、折始也、河臨時祭如例、理覺院與尊僧都來、如例年、広戸次郎來、令對面、於関白方有朝、

36 文龜二年五月廿日條、晴、招飛鳥井宰相、相勸飯、次有貝勝負事、入夜有香合、

如嘉例、今夜守庚申、聞十種香、前藤中納言來、

37 文龜二年五月廿三日條、晴陰、申刻雷雨、大祥院被來、有香合事、今夜皆被待月、

25 明應十年正月廿三日條、曉更雪降、今夜奉待月、大祥院被來、前藤中納言、飛鳥井宰相等來、聞十種香、次有双六、

38 文龜二年五月廿七日條、晴陰、時々雨下、有香合事、入夜飛鳥井相公來、

26 明應十年正月廿四日條、晴陰、風吹、雨雪下、有去夜之双六之勝負、次聞源氏香、去夜之人数也、晚頭各分散、

39 文龜二年六月十九日條、晴陰、午刻夕立、入夜又雨下、(中略)、今夜守庚申、大祥院被來、前藤中納言、飛鳥井宰相等來、有香合十

27 明應十年正月廿五日條、晴、入夜、聞源氏香・十種香等、

五番、勝負也、余勝也、各有懸物、次有盃酌、

28 明應十年二月七日條、有一昨日之源氏香之勝負、銚子事也、有貝

- 40 文龜二年八月廿日条、晴陰、守庚申、入夜、飛鳥井宰相来、香合事、從南都、有注進、
- 41 文龜二年八月廿七日条、夜来降雨、飛鳥井宰相来、名香廿種許、各聞之、次聞源氏香、次飛鳥井申沙汰汁事、
- 42 文龜三年正月廿七日条、晴、妙善院被来、新坊召具、幸夜又来、令对面給盃、入夜聞十種香、
- 43 文龜三年三月廿一日条、陰、及晚頭雨洒、入夜聞十種香、飛鳥井宰相来、有一盞事、
- 44 文龜三年三月廿二日条、晴陰、慈照寺喝食来、飛鳥井宰相来、張行貝、入夜聞十種香、大祥院被来、
- 45 文龜四年二月五日条、降雨、慈照寺歸寺、聞十種香、
- 46 文龜四年二月十日条、夜来降雨、聞十種香、
- 47 文龜四年二月廿一日条、晴、飛鳥井中納言来、申沙汰暮飯汁、入夜聞十種香、大祥院被来、子刻南方有火事、無程火消了、
- 48 文龜四年二月廿二日条、夜来降雨、聞十種香、
- 49 永正二年二月四日条、晴陰、鴨光將来、守庚申、大祥院・飛鳥井中納言来、聞十種香、次有双六、
- 50 永正二年四月五日条、陰、入夜雨下、守庚申、大祥院、妙善院等来、前藤中納言・飛鳥井中納言等来、去々月庚申夜、聞十種香、其時之勝負余勝也、今夜有其弁、銚子事也、

まず、「後法興院記」を再査することとした。この再査により新たに

一件の記事を抽出することができた。本論では秋元氏が抽出した上記の五〇件の記事と著者が新たに発見した一件の記事を合わせた計五一

件の記事をもとに、一 新たに発見し得た香関係記事、二 組香の種類、三 夜に催される香、四 香席の参加者数、五 香席の参加メンバー、六 一連の遊芸と香、の六点について私見を述べたい。

一 新たに発見し得た香関係記事

著者が「政家記」の刊本「後法興院記」(増補続史料大成 五〇八)により再査した結果、一件の新たな記事を見つけることができた。次の内容である。

文明十七年九月十六日条、晴、向聖門見馬、有三疋、馬屋今度被新造、禪閣様有渡御、亜相、小童、景陽等同之、乃黄昏帰宅、入夜実門被参、有十種香、

これを(51)とする。

この記事で注目すべき点は、十種香の相手が「実門」という人物であるということである。おそらく実相寺門跡と考えられるが、この記事以外に、彼が香席に参加者として連なつたと推定できる記事は見当たらないことである。

二 組香の種類

秋元氏は前出の論文の「総論」において、中世の史料に見える組香には、十種香、源氏香、六查香、七炷香、宇治香、名香合があることを紹介している。

「政家公記」ではどのような組香の名を見ることができるか、またどの組香がどのくらいの回数行なわれていたのかを考察してみたい。

香に関する五〇件の記事において次のような組香があらわれている

る。

十種香	(三七件)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(7)	(8)	(9)	(10)
源氏香	(八件)	(26)	(27)	(28)	(29)	(31)	(34)	(29)	(31)	
香合	(五件)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)				
十查香	(一件)	(7)								
六種香	(一件)	(30)								
聞香	(一件)	(33)								
名香聞	(一件)	(41)								

十種香 (三七件)、源氏香 (八件)、香合 (五件) の順で催された回数が多い。次いで十查香、六種香、聞香、名香聞、が各一件である。現代においても一般的な組香として存在する十種香や源氏香が、既に戦国時代初期において一般的な組香であった可能性が考えられる。十查香は現代には伝わっていない。

三 夜に催される香

「後法興院記」の場合も五一件の記事の内、次の三七件において、香が夜に催されている。

1	「終夜、聞十種香」
2	「終夜、行十種香」
3	「終夜、聞十種香」

4	「自去曉終日降雨、入夜止、聞十種香」
5	「入夜聞十種香、」
6	「入夜、藤壽、龜壽、聖玄僧都、隆僧都等来、聞十種香、」
7	「入夜聞十查香」
8	「干時亥刻也、帰宅後聞十種香、」
9	「入夜十種香、」
10	「自未刻雨下、聞十種香、」
11	「入夜十種香、」
12	「入夜十種香、」
13	「入夜冷泉新黄門来、聞十種香、」
14	「関白今夜抑留、聞十種香、」
19	「入夜有十種香、此間連夜有此事、」
20	「入夜十種香事、」
21	「入夜聞十種香、」
24	「今夜守庚申、聞十種香、」
25	「今夜奉待月、大祥院被来、前藤中納言、飛鳥井宰相等来、聞十種香、次有双六、」
26	「有去夜之双六之勝負、次聞源氏香、去夜之人数也、番頭九各分散、」
27	「入夜、聞源氏香、十種香等、」
31	「入夜聞源氏香、」
32	「今夜守庚申、大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等来、先聞十種香、次双六、」
34	「今夜守庚申、前藤中納言、飛鳥井宰相等来、十種香、源氏香等聞之、」

35	「降雨入夜止、梅見事余頭役也、人数如例、先貝、後、聞源氏香、入夜及大飲、」
36	「入夜有香合、」
39	「今夜守庚申、大祥院被来、前藤中納言、飛鳥井宰相等来、有香合十五番、勝負也、」
40	「入夜、飛鳥井宰相来、香合事、」
41	「夜来降雨、飛鳥井宰相来、廿種許、各聞之、次聞源氏香、」
42	「入夜聞十種香、」
43	「入夜十種香、」
44	「入夜聞十種香、」
46	「夜来降雨、聞十種香、」
47	「入夜聞十種香、」
48	「夜来降雨、聞十種香、」
50	「入夜雨下、守庚申、大祥院、妙善院等来、前藤中納言・飛鳥井中納言等来、去々月庚申夜、聞十種香、」
51	「乃黄昏帰宅、入夜実門被参、有十種香、」

香会が夜に催されることが多いことについては、既に秋元氏が「香会は夜間に催された例が多い。禁中・私邸のいずれも昼間に催された明証は、まことにとぼしい。庚申の夜などは、時間をふさぐに好都合であったらしく、この夜の実例は多く知られ、先学もそれを指摘している。」と述べている。

動きが少なく、屋内で行うことができる香は、夜間の室内で行うのにふさわしい遊びである。また、灯明のほのかな明かりのなかで、視覚が制限され、嗅覚がより冴えることも考えられる。

四 香席の参加者数

記事の内容から分類すると、香席への参加者数によって、便宜的に、①一名、②二名、③三名、④四名以上、⑤四名、⑥四名以上、⑦五名以上、⑧九名以上と推察できる香席に分けることができる。

※ () 内は参加者名

① 参加者一名(近衛家政のみ)と考えられる記事(一七件)

12、4、5、7、8、10、11、12、18、21、12、23、27、22、45、46、48

② 二名と考えられる記事(二五件)

3	寛相院	5	季経朝臣	9	大祥院
13	冷泉新黄門	14	関白	15	一乘院僧正
24	前藤中納言	33	飛鳥井宰相	36	飛鳥井宰相
37	大祥院	38	飛鳥井宰相	40	飛鳥井宰相
41	飛鳥井宰相	42	妙善院	45	飛鳥井宰相
51	実門				

③ 三名と考えられる記事(二件)

31	飛鳥井宰相、大祥院	47	飛鳥井宰相、大祥院
----	-----------	----	-----------

④ 四名以上と考えられる記事(二件)

19	石蔵姫君達、大祥院	34	前藤中納言、飛鳥(井)宰相等
----	-----------	----	----------------

⑤ 四名以上と考えられる記事(四件)

44	慈照寺喝食、飛鳥井宰相、大祥院
49	鴨光将、大祥院、飛鳥井中納言

20	大藏卿、竹田周防、壽官等
25	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等
32	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等
39	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等

⑥ 五名以上と考えられる記事（二件）

6	藤壽、龜壽、聖玄僧都、隆玄僧都等
50	大祥院、妙善院、前富士中納言、飛鳥井中納言等

⑦ 九名以上と考えられる記事（二件）

16	法成院、湜西堂、木幡執行、賀茂宗久卿、同諸平懸主、同友年、日吉御師、連輝軒、萬松軒等
----	--

件数の多い順に並べると、参加者一名の一七件（近衛政家が一人で香を聞いた例）、続いて二名の二六件（近衛政家ともう一人で香を聞いた例）、四名以上の四件、三名の二件、三名以上の二件、四名の二件、五名以上の二件、九名以上の一件、となる。しかし注意しなければならないのは、参加者全員を記述したという確証は得られないことである。例えば家族など、記述に加えない場合も考えられる。したがって、記事から抽出した参加人数は参考程度に考えたほうが良からう。少なくとも、この数字から考えられることは、当時、香が一名あるいは二名という、比較的少人数で行なわれることの方が多かったことである。

五 香席の参加メンバー

参加者名別の香席への出席回数を見てみると、
飛鳥井宰相（一五件）

- 25、31、32、33、34、36、38、39、40、41、44、45、47、49、50
大祥院（九件）
- 9、19、25、31、32、37、39、47、50
前藤中納言（六件）
- 24、25、32、34、39、50
妙善院（二件）
- 42、50

寛相院	（二件）	50	慈照寺喝食	（二件）	44
鴨光将	（二件）	49	冷泉新黄門	（二件）	13
関白	（二件）	14	一乘院僧正	（二件）	15
慈照寺喝食	（二件）	44	鴨光将	（二件）	49
大藏卿	（二件）	20	竹田周防	（二件）	20
壽官	（二件）	6	石蔵姫君達	（二件）	6
藤壽	（二件）	6	龜壽	（二件）	6
聖玄僧都	（二件）	16	隆玄僧都	（二件）	16
法成院	（二件）	16	湜西堂	（二件）	16
木幡執行	（二件）	16	賀茂宗久卿	（二件）	16
同諸平懸主	（二件）	16	同友年	（二件）	16
日吉御師	（二件）	16	連輝軒	（二件）	16
萬松軒	（二件）	51	実門	（二件）	51

上記のように、近衛政家の香相手は、飛鳥井宰相が一五件で圧倒的に多く、続いて大祥院が九件、前藤中納言が六件と続き、彼等が近衛家の香席の常連客であったことが分かる。
また、

(35) 文龜二年二月廿六日条、降雨入夜止、梅見事余頭役也、人数如例、先貝、後、聞源氏香、入夜及大飲、

に「人数如例」とあり、近衛家政の香仲間と思われる、ある程度固定したメンバーがいたことがうかがえる。

三人以上の複数人で催された可能性がある香会の記事は次の二三件である。

※ () 内は参加者。

6	藤壽、亀壽、聖玄僧都、隆玄僧都等
16	法成院、湜西堂、木幡執行賀茂宗久卿、同諸平懸主、同友年、日吉御師等、連輝軒、萬松軒
19	石蔵姫君達、大祥院
20	大蔵卿、竹田周防、壽官
25	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相
31	飛鳥井宰相、大祥院
32	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相
34	前藤中納言、飛鳥宰相
39	大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相等
44	慈照寺喝食、飛鳥井宰相、大祥院
47	飛鳥井中納言、大祥院
49	鴨光将、大祥院、飛鳥井中納言
50	大祥院、妙善院、前藤中納言、飛鳥井中納言等

これらの記事の参加者をみると、(25)、(32)、(39)、(50)の四件で、大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相の3人が含まれている。

また、大祥院、前藤中納言、飛鳥井宰相の内の二人を含む記事は、

31	飛鳥井宰相、大祥院
34	前藤中納言、飛鳥宰相
44	慈照寺喝食、飛鳥井宰相、大祥院
47	飛鳥井中納言、大祥院
49	鴨光将、大祥院、飛鳥井中納言

登場人物の出席回数、またその同席傾向から考えると、(35) 文龜二年二月廿六日条において「人数如例」と表現されている、近衛政家の香会の常連客は、飛鳥井中納言、大祥院、前藤中納言であると考えられるのである。

六 一連の遊芸と香

香は、さまざまな遊芸とともに催されている。

「政家公記」の記事の中で、香がその他の芸能とともに催されている記事は、次のものである。

(3) 「前庭桜盛開、寛相院来給、有楊弓・蹴鞠等興、終夜聞十種香、」とあり、前庭の桜の花が盛りを迎えたのにちなんで、楊弓や蹴鞠を催した後、十種香に興じている。

(5) 「令張行和漢一折、次有蹴鞠興、季経朝臣来、入夜聞十種香、次有絃管興、」

とあり、和漢連句を一折した後、蹴鞠を催し、夜になって十種香に興じ、雅楽を楽しんだことが分かる。

(6) 「聞十種香、次有連歌一折」

とあり、十種香を楽しんだ後、連歌会を行っている。

の花のかしるき雪ま哉、関白今夜抑留、聞十種香、

和漢の連歌会の後、十種香が行われたことがわかる。

(15) 「有盃酌事、明日可下向云々、聞十種香、」

とあり、宴会の後、十種香を催したことがわかる。

(19) 「有風呂、時正也、石藏姫君逢被来、又大祥院被来、入夜有十種

香、此間有連夜有此事、勝負也、」

風呂に入ってから、十種香を行っている。この頃連夜、賭け事として十種香を行っている。

(25) 「聞十種香、次有双六」

とあり、十種香を行った後、双六に興じている。

(29) 「先日酒迎反礼有朝飯・汁事、次聞源氏香、次有盃酌事、」

朝食の後、源氏香を聞いて、宴会を催している。

(32) 「先聞十種香、次双六」

先に十種香を行い、次に双六を行っている。

(33) 「一盞後、聞香、勝負余勝也、」

とあり、飲酒をした後、聞香で勝負をして、政家が勝っている。

(34) 「十種香・源氏香等聞之、次有栗打、今夜先度之勝負、有一種一

瓶事、」

十種香や源氏香などを行った後、どういう内容か不分明であるが、栗打という遊びや、花道に関係すると思われる一種一瓶という遊びを行っている。

(35) 「先貝、後、聞源氏香、」

とあり、先に貝合を催し、その後源氏香を行っている。

(36) 「相勧飯、次有貝勝負事、入夜有香合、」

食事をした後、貝合で勝負している。夜になって香合を行っている。

(39) 「有香合十五番、勝負也、各有懸物、次有盃酌事、」

香合を一五回勝負している。懸物を賭けて賭け事として香合を行っている。その後には宴会を開いている。

(41) 「名香廿種許、各聞之、次聞源氏香、」

とあり、名香二十種ばかりの香りを楽しんだ後、源氏香を催している。

(49) 「聞十種香、次有双六、」

十種香を催した後、双六を行っている。

催された芸能と記事の件数を記すと、次のようになる。

盃酌事	(三件)	(15)(29)(36)	双六	(三件)	(25)(32)(49)
蹴鞠	(二件)	(3)(5)	和漢連歌	(二件)	(5)(14)
朝飯・汁事	(二件)	(29)(36)	貝合	(二件)	(35)(36)
香合	(二件)	(36)(39)	揚弓	(二件)	(3)
絃管	(二件)	(5)	連歌	(二件)	(6)
風呂	(二件)	(19)	栗打	(二件)	(34)
一種一瓶事	(二件)	(34)	名香聞	(二件)	(41)
一盞	(二件)	(33)	(33) (盞はさかづきの意味ととらえ、酒宴を催したものと解釈した。盃酌と同様に酒宴ととらえる。)		

このように、香はそれのみで行なわれるよりも、その他の遊芸ともに行なわれるものであり、都人の余暇の楽しみとなっていたことがわかる。その他の遊芸とは、「後法興院記」でみると揚弓、蹴鞠、管絃、連歌、和漢連歌、酒宴、風呂、双六、栗打、一種一瓶、貝合、香

合、名香聞などである。

おわりに

縷々駄文を連ねてきたが、本稿において指摘を試みたことをまとめてみる。

秋元氏が抽出された五〇件の記事以外に、新たに次の一件を発見できた。

(51) 文明十七年九月条、晴、向聖門見馬、有三疋、馬屋今度被新造、禪閣様有渡御、亜相、小童、景陽等同之、乃黄昏帰宅、入夜実門被参、有十種香、

この記事の意義は、「実門」(実相院門跡)が政家の十種香の相手をしているということである。この記事以外に「実門」が政家の香筵に連なつたと推定出来る記事は見出せなかつた。

次に、御法興院記のなかに見えることができる組香の種類は、十種香(三七件)、源氏香(八件)、香合(五件)の順で催された回数が多い。次いで十查香、六種香、聞香、名香聞、が各一件である。現代においても一般的な組香として存在する十種香や源氏香が、既に戦国時代初期が一般的な組香であつた可能性が考えられる。十查香は現代には伝わっていない。

香会は夜に行なわれることが多いという指摘が既になされていたが、御法興院記においても香会記事五〇件のうち三七件が、夜に催されている。

また、香席は何人ぐらゐの参加者で催されたのかを御法興院記の記事で見ると、便宜的数え方ではあるが、参加者数別に件数の多い順に

並べると、参加者一名の一七件(近衛政家が一人で香を聞いた例)、続いて二名の一六件(近衛政家ともう一人で香を聞いた例)、四名以上の四件、三名の二件、三名以上の二件、四名の二件、五名以上の二件、九名以上の一件、となる。しかし参加者を網羅して記述しているかどうか不明であるので、この参加人数は参考程度に考えたほうが良い。ただ、少なくとも、この数字から考えられることは、当時、香が一名あるいは二名という、比較的少人数で行なわれることが多かつたことである。

近衛政家の香席にはどのような人が集つたのかを、香席への登場人物の出席回数、またその同席傾向から考察すると、飛鳥井中納言、大祥院、前藤中納言の三名の出席が顕著であり、また同席率も高いことがうかがえた。(35) 文亀二年二月廿六日条において「人数如例」と表現されている近衛政家の香会の常連客は、飛鳥井中納言、大祥院、前藤中納言であると考えられるのである。

後法興院記では、香はそれのみで行なわれるよりも、揚弓、蹴鞠、管絃、連歌、和漢連歌、酒宴、風呂、双六、栗打、一種一瓶、貝合、香合、名香聞などの他の遊芸とともに行なわれる、都人の余暇の楽しみであつたことがうかがえる。

本拙稿は、中世香道の実態解明の一助としたく著わしたが、香道研究の進展に寄与できるほどの指摘はできなかったと思う。

今後は、近衛政家の「後法興院記」以外に秋元氏が抽出された、甘露寺親長、甘露寺元長、伏見宮貞敦親王、三条西実隆の日記の、各一八件、六件、一件、三六件の香に関する記事を本論同様の視点によつ

て考察するとともに、新たな香関係史料、特に中世史料の掘り起こしを試み、新たな視点も加えるなどして、香道史の解明に努力してゆきたい。

【注】

- (1) 西堀二三「茶花香の歴史」『新講大日本史』一六、一九四二 雄山閣
- (2) 桜井秀「香道の成立とその発達について」『考古学雑誌』一九二九 宝文館
- (3) 永島福太郎「土蔵志野と香道」『日本歴史』一四八、一九六〇 吉川弘文館
- (4) 秋元信英「中世末期公家香会覚え書」(一)『茶湯』No 6、一九七三 思文閣
「中世末期公家香会覚え書」(二)『茶湯』No 9、一九七五 思文閣
- (5) 矢野環「香道の古伝書」『習見聴診集』所収伝書など『儀礼文化』二三、一九九六 儀礼文化学会
- (6) 本間洋子「香道の祖」三条西実隆についての再検討』武蔵大学大学院人文科
「蘭奢待の贈答経路」『Costume and textile』(1) 二〇〇〇 服飾文化学会
- (7) 翠川文字「香道秘伝書」『川村短期大学研究紀要』第二〇号 二〇〇〇
川村短期大学研究紀要編集委員会
- (8) 秋元氏は、〈史料編纂所謄写本〉「政家公記」によっているが、著者は刊本〈増補
続史料大成〉「後法興院記」によった。

(いしばしけんたろう／主任学芸員)

広島県立美術館 研究紀要 第6号
BULLETIN OF HIROSHIMA PREFECTURAL ART MUSEUM No.6

発行日 2002年3月27日

編集・発行 広島県立美術館

Hiroshima Prefectural Art Museum

〒730-0014 広島市中区上鞆町2-22

2-22 kaminobori-cho Naka-ku Hiroshima City 730-0014 JAPAN

Tel.082-221-6246

Fax.082-223-1444

印刷 有限会社 清弘社

〒730-0802 広島市中区本川町2丁目3-8

Tel.082-232-3251